

【目次】

別添

よくあるご質問

【レセプトの作成について】

Q.受診中の患者の保険証が月の途中で変更となった場合、レセプトは何枚で請求しますか
.....2

Q.記載事項不備で返戻となりました。選択式コードを用いた記録が必要な事項ですが、どのコードを用いたらよいのか分かりません。どこで調べればいいですか（往診料と同日に在宅患者訪問診療料（I）を算定した場合）3

【レセプト・取下げ依頼の提出について】

Q.現在、媒体で請求をしていますがオンライン請求に変更したいと思います。開始までのスケジュールを教えてください.....5

Q.オンライン請求を行っています。返戻レセプトもオンラインで取得可能ですか8

Q.トラブルがあり今月はオンライン請求ができそうにありません。今月は請求できないのでしょうか.....9

Q.レセプトの取下げ依頼書（再審査等請求書）はどこで入手可能ですか.....10

【便利な機能について】

Q.事務的な不備による返戻レセプトを減らす方法はありませんか.....11

【基金からの送付物（帳票）について】

Q.2月分（12月診療分）の振込額はいつ分かりますか12

Q.突合点検にかかる帳票が送られてきましたが見方が分かりません13

【レセプトの作成について】

Q.受診中の患者の保険証が月の途中で変更となった場合、レセプトは何枚で請求しますか

A.主保険の変更があった場合は2枚、それ以外は1枚です

レセプトは主保険者に送付されますので

(1) 主保険の変更があった場合

主保険の保険者番号が異なりますので保険者番号ごとに、2枚に分けてそれぞれ別のレセプトで請求します。

なお、変更後レセプトの診療開始日は変更後の受診日ですが、診療は変更前から継続しているため初診料ではなく再診料を算定します。診療開始日と基本診療料の不一致になりますので摘要欄に月途中で資格変更があった旨の記載をお願いします。

(2) それ以外の場合

主保険の保険者番号に変更がなく、記号・番号のみが変更となった場合、社保との併用レセプトで公費負担番号に変更があった場合、新たに公費を取得した場合等はレセプトを分ける必要がなく1枚で請求を行います。詳しい請求方法については以下を参照願います。

記載要領

令和2年度診療報酬改定関係資料 令和2年3月27日 令和2年度診療報酬改定関係通知

https://www.ssk.or.jp/shinryohoshu/kankeitsuuchi/kankeitsuuchi_r02.html#cmssec1

関連ページ

よくあるご質問 請求支払に関する Q&A 2.受診中の患者の保険証が月の途中で変更となった場合、レセプトの提出方法はどのようになるのか。

https://www.ssk.or.jp/goshitsumon/goshitsumon_04.html#cmsfaq02

[目次に戻る](#)

【レセプトの作成について】

Q.記載事項不備で返戻となりました。選択式コードを用いた記録が必要な事項ですが、どのコードを用いたらよいのか分かりません。どこで調べればいいですか（往診料と同日に在宅患者訪問診療料（Ⅰ）を算定した場合）

A.記載要領 別表Ⅰを用いて調べることが可能です

記載要領 別表Ⅰ（抜粋）をみると、往診と在宅患者訪問診療料（Ⅰ）の同月算定より項番139のコード850100093、項番142のコード850100097、同日算定より項番139のコード830100086の3つの記録が必要であると分かります。今回の場合、往診と訪問診療は同日に実施していますので項番139のコード850100093、項番142のコード850100097に記載する年月日はどちらも同一ですが、記録に用いるコードが異なるため双方の記載が必要です。

項番	区分	診療行為名称等	記載事項	レセプト 電算処理 システム 用コード	左記コードによるレセプト 表示文言
139	C000	往診料等	（在宅患者訪問診療料（Ⅰ）又は（Ⅱ）を当該月に算定している場合） 当該往診を行った日を記載すること。	850100093	往診を行った年月日；（元号）yy"年"mm"月"dd"日"
			（在宅患者訪問診療料（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定した日と同一日に往診料を算定した場合） 患者の病状の急変等往診が必要となった理由を記載すること。	830100086	患者の病状の急変等往診が必要となった理由；*****
142	C001	在宅患者訪問診療料（Ⅰ）	（当該月又はその前月に往診料を算定している場合） 当該訪問診療を行った日を記載すること。	850100097	訪問診療を行った年月日（在宅患者訪問診療料（Ⅰ））；（元号）yy"年"mm"月"dd"日"

【レセプトの作成について】

また、「月刊基金」に「保険請求の基礎知識」として算定方法や記載事項について事例を掲載していますので活用願います。過去の記事については支払基金ホームページ https://www.ssk.or.jp/shinryohoshu/kiso/kiso_i/index.html よりご覧いただけます。

関連ページ

2019年4月号掲載 往診料と在宅患者訪問診療料を算定した場合の「摘要」欄への「記載事項」について

https://www.ssk.or.jp/shinryohoshu/kiso/kiso_i/index.files/kiso_2019_04_03.pdf

記載要領 別表 I

令和2年度診療報酬改定関係資料 令和2年3月27日 令和2年度診療報酬改定関係通知

https://www.ssk.or.jp/shinryohoshu/kankeitsuuchi/kankeitsuuchi_r02.html#cmssec1

[目次に戻る](#)

【レセプト・取下げ依頼の提出について】

Q.現在、媒体で請求をしていますがオンライン請求に変更したいと思います。開始までのスケジュールを教えてください

A.次のとおりです

オンライン請求開始予定の2か月前の20日までに届け出をいただいたものについて、ユーザ設定情報を登録し、前月の上旬に送信用ソフト（セットアップCD）等を送付いたします。届きました送信用ソフト（セットアップCD）をオンライン請求用のパソコンにインストールしていただき、電子証明書をダウンロード、必要に応じ確認試験を経てオンライン請求開始となります。

PCのセットアップと電子証明書のダウンロードに関する手続きを併行して行っていただき、双方が完了したらオンライン請求が可能です。

オンライン請求開始までのスケジュール

	開始月の前々月		開始月の前月		オンライン請求開始月	
	10日	20日	10日	20日	10日	20日
開始届の提出(開始月の前々月の20日まで提出)	→					
記載内容の確認・登録等		→				
オンライン請求用セットアップキット等の送付			→			
電子証明書発行通知書の送付(委託業者: (株)ネクスウェイ)			→			
オンライン請求システムのセットアップ				→	→	→
電子証明書のダウンロード				→	→	→
オンライン請求の開始(5日から開始可能)						→

医療機関等が行う作業 → 支払基金が行う作業 →

エラー分は12日まで請求が可能

① PCのセットアップについて

「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」(以下 開始届)を以下よりダウンロードし、必要事項を記載のうえ支払基金宛てに郵送いただきます。毎月20日まで受付分について随時、開始届の記載内容を電話にてご確認させていただき、記載誤りがないようでしたら支払基金にて登録を行います。

その後、翌月上旬頃にセットアップCDがお手元に届きますので、オンライン請求システムに接続する端末にインストールを行ってください。

様式集 医療機関・薬局の方 1.オンライン請求システム 1.「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」

https://www.ssk.or.jp/yoshiki/yoshiki_01_h30i.html#cms01

【レセプト・取下げ依頼の提出について】

② 電子証明書の取得について

電子証明書発行の依頼については紙（電子証明書発行依頼書）にて行うことも可能ですが、より手続きの早い電子での申請を推奨しております。

電子証明書取得までのスケジュール



電子にて申請いただく場合、医療機関向けポータルサイト <https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/> にアクセスし、メールアドレスを登録していただきます。

医療機関情報を登録するための URL が記載された仮登録メールが送信されますので、URL をクリックしてください。医療機関情報を入力しアカウント登録が完了します。

(医療機関向けポータルサイトへはインターネットに接続している端末からのみアクセス可能です。該当端末が無い場合はオンライン請求端末から電子証明書発行申請サイト <https://cert.obn.managedpki.ne.jp/p/rcd> へアクセスください)

アカウント登録から4日程度で簡易書留にて電子証明書発行通知が届きます。

届きましたらオンライン請求システムログイン画面下部より証明書ダウンロードサイトへ移行します。証明書発行通知書に記載の必要事項を入力し、電子証明書をダウンロード、インストールします。詳しい手順については以下を参照願います。

共通認証局電子証明書の発行等申請の手引き

1. 電子証明書発行申請の流れ ～ 4. 電子証明書の取得・インストール

https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/rezept/iryokikan/download/index.files/kyotu_tebiki.pdf#page=4

共通認証局電子証明書インストールマニュアル

<https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/rezept/iryokikan/download/>

【レセプト・取下げ依頼の提出について】

③ オンライン請求について

PCのセットアップ、電子証明書の取得が終わっていることが条件です。

システム利用可能期間である5日以降、受付締め日の10日までの間にオンライン請求いただくことが可能です。10日までにお送りいただいたデータのうち、ASPチェックにてエラーとなったものについては12日まで修正が可能です。

また、確認試験領域を利用してのエラー確認も可能です。詳細については次項を参照ください。

← システム利用可能期間 →

当月 5日 10日 12日 月末

オン ラ イ ン 請 求	確認試験領域で 送信			随時※ →
	オンライン請求 開始			随時※ →
	エラー分の修正			請求後 随時 →

※セットアップCDのインストール、電子証明書のダウンロードの両方が完了した後

関連ページ

オンラインによる請求への移行のご案内-電子媒体で請求されている保険医療機関及び保険薬局の皆さまへ-

https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/rezept/iryokikan/goanna_ikou.html

[目次に戻る](#)

【レセプト・取下げ依頼の提出について】

Q.オンライン請求を行っています。返戻レセプトもオンラインで取得可能ですか

A.はい、取得可能です

オンライン請求を行っている場合、原審査レセプト、再審査レセプト共にオンライン請求システムから CSV 形式でダウンロードが可能です。電子データの存在しない紙レセプトについては対象外ですが、ダウンロードいただいた CSV データをお使いのレセコンに取り込んでいただくことで、返戻レセプトの内容を修正いただくことが可能です。詳しい手順については以下を参照願います。

オンライン請求システム操作手順書 運用編<医療機関・薬局用> 9 返戻レセプトをダウンロードする

https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/rezept/iryokikan/download/download_01.files/online_m_i.pdf#page=292

関連ページ

オンラインによる返戻再請求のご案内 -オンライン請求を実施されている保険医療機関及び保険薬局の皆さまへ-

https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/online/iryokikan/iryokikan_h281214/index.html

[目次に戻る](#)

【レセプト・取下げ依頼の提出について】

Q.トラブルがあり今月はオンライン請求ができそうにありません。今月は請求できないのでしょうか

A.電子媒体による請求が可能です

お使いのパソコンのトラブル等でオンライン請求ができない場合、電子媒体（FD や CD-R）による請求が可能です。その際は、媒体と併せて光ディスク等送付書の添付が必要です。のでご留意願います。

様式集 医療機関・薬局の方 2.レセプト電算処理システム 3.光ディスク等送付書

https://www.ssk.or.jp/yoshiki/yoshiki_01_h30i.files/yoshiki01_08.docx

関連ページ

よくあるご質問 請求支払に関する Q&A 概要 12.データの送信に当たり、回線の障害でオンライン請求ができなかった場合は、どのように請求したらよいか教えてください。

https://www.ssk.or.jp/goshitsumon/online/online_01.html#msgaiyoQ12

[目次に戻る](#)

【レセプト・取下げ依頼の提出について】

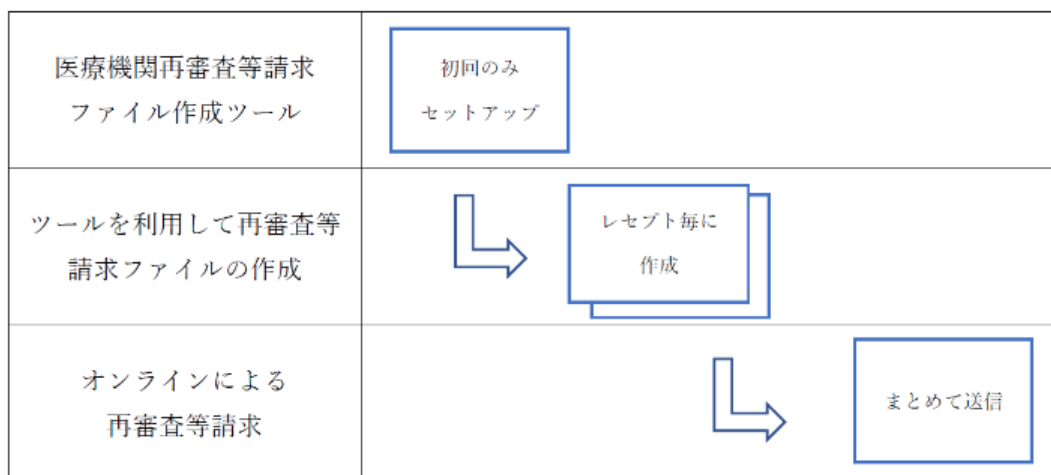
Q.レセプトの取下げ依頼書（再審査等請求書）はどこで入手可能ですか

A.紙にて提出される場合、以下よりダウンロード可能です。また、オンラインによりご提出いただくことも可能です

様式集 5 再審査再審査等請求書

https://www.ssk.or.jp/yoshiki/yoshiki_01_h30i.html#cms05#page=6

オンラインにてご提出の場合は、「医療機関再審査等請求ファイル作成ツール」を使用して再審査等請求ファイルを作成し、オンライン請求システムにて送信します。「医療機関再審査等請求ファイル作成ツール」はオンライン請求システムより無料でダウンロード可能です。詳しい手順については以下を参照願います。



オンライン請求システム操作手順書

【医療機関再審査等請求ファイル作成ツール】

https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/rezept/iryokikan/download/download_01.files/file_tool.pdf

オンライン請求システム操作手順書

【運用】編 <医療機関・薬局用 7 再審査等請求を Web サイト から行う

https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/rezept/iryokikan/download/download_01.files/online_m_i.pdf#page=223

関連ページ

保険医療機関・保険薬局に係るオンライン請求 10. オンラインによる再審査等請求

<https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/online/iryokikan/index.html#cms10>

[目次に戻る](#)

【便利な機能について】

Q.事務的な不備による返戻レセプトを減らす方法はありませんか

A.受付・事務点検 ASP 機能を活用ください

オンライン請求を行っている医療機関は 10 日までに電子レセプトを送信いただくことで、受付・事務点検 ASP 機能にてチェックがかかります。そのため受付前に必要事項の記録漏れなど事務的な誤りの有無、内容の確認が可能です。チェックの結果エラーとなったレセプトについては 12 日まで修正することが可能です。

更に、レセコン変更時、点数表改正時などエラーが多数となる不安がある際は特に、確認試験領域での送信をお勧めします。確認試験とは、オンライン請求初月に、ダミーデータを用いて、レセプトが正常に請求できるかをテストするために用いられる機能です。しかし、確認試験領域での送信は、既にオンライン請求を行っている場合、オンライン請求初月に限らず、オンライン請求システム利用可能期間※であればいつでも利用いただくことが可能です。そのため通常の送信としてではなく、ご請求予定のデータを確認試験領域で先に送信することで、ゆとりをもってエラーの確認、修正を行うことが可能です。

通常の送信でも同様にエラーの確認は可能ですが、送信可能期間が限られており、支払基金へ取り消し依頼の電話が必要となることから確認試験領域での送信をお勧めします。

オンライン請求システムの稼働時間等

	1日	～	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	～	15日	～	月末	
診療報酬等の請求及び受付・事務点検ASP				←→												
受付・事務点検ASP結果の訂正可能期間				←→												
再審査等請求期間				←→												
確認試験				←→												
返戻レセプト(返戻ファイル)ダウンロード				←→ 請求した翌月の5日から月末までダウンロードが可能。(1か月分のみ)												
再審査等返戻レセプト(返戻ファイル)ダウンロード				←→ 処理した翌月の5日から月末までダウンロードが可能。(1か月分のみ)												
増減点連絡書・返戻内訳書データ(CSV)ダウンロード				←→ 請求した翌月の5日からダウンロードが可能。(直近12か月分)												
振込額明細データ(CSV)ダウンロード				←→ 請求した翌月の15日からダウンロードが可能。(直近3か月分)												

※ 5日～月末 8:00～21:00(8日～10日 8:00～24:00(確認試験を除く))

※ 土曜、日曜及び祝日は利用可。ただし、年末年始(12月29日から1月3日)はシステムメンテナンスのため利用不可。

関連ページ

保険医療機関・保険薬局に係るオンライン請求 2. 受付・事務点検 ASP

<https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/online/iryokikan/index.html#cms02>

[目次に戻る](#)

【基金からの送付物（帳票）について】

Q.2月分（12月診療分）の振込額はいつ分かりますか

A.2月15日以降です

	請求月 10日	翌月 9日※	15日	20日※	21日	翌々月 4日※
レセプト受付	→					
審査等		→				
保険者へ請求			→			
ダウンロード可能				→	3か月間	→
支払日					●	
再発行可能						→
当座口 振込額通知書送付						●

※非営業日の場合は、以降最初の営業日

オンライン請求を行っている場合、請求月の翌月15日以降にオンライン請求システムより振込額明細データをダウンロードすることが可能です。2月支払分（12月診療分、1月10日までに支払基金へご提出分）の、ダウンロード可能期間は2月15日以降3か月間です。詳しい手順については以下を参照願います。

なお、ダウンロード可能となる請求月の翌月15日より前は振込額が確定しておらず、確認出来かねますことをご了承願います。

オンライン請求システム操作手順書【運用】編 <医療機関・薬局用> 8 各種帳票等をダウンロードする 4 振込額明細等をダウンロードする

https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/rezept/iryokikan/download/download_01.files/online_m_i.pdf#page=273

関連ページ

よくあるご質問 当座口振込通知書・支払調書に関する Q&A 当座口振込通知書（機械様式第87号のA）11.当座口振込通知書が送付される前に振込額を知ることは可能か。

https://www.ssk.or.jp/goshitsumon/tyohyo/tyohyo_01.html#cmstouzaQ11

振込額明細データの提供内容

https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/online/iryokikan/iryokikan_01.html

[目次に戻る](#)

【基金からの送付物（帳票）について】

Q. 突合点検にかかる帳票が送られてきましたが見方が分かりません

A. 帳票の見方は以下を参照願います

突合点検に係る帳票等【医療機関用】

https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/mikata/seikyushiharai_04.files/shinkityohyo_i_01.pdf#page=4

突合再審査に係る帳票等【医療機関用】

https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/mikata/seikyushiharai_04.files/shinkityohyo_i_02.pdf#page=4

(当該事例は、突合点検によりA剤10錠を0錠に査定した場合)
この帳票は、「突合点検に係る責別確認の流れ」の②及び③に該当します。

(様式第120号の1)

医療機関コード 12,3456,7		令和 年月分 突合点検結果連絡書		ページ	
医療機関名 支払基金病院		御中		社会保険診療報酬支払基金 支取	
診療年月 交付番号 受付番号 診療科		保険者 番号	区分 氏名 フリガナ 番号	調整金額 法別 金額	増減点数 (金額) 法別 (金額)
		事由	処方 年月 日	請求 内容	修正・ 査定後 内容
					業務コード等

突合点検結果連絡書(兼 処方箋内容不一致連絡書)は原審査、突合再審査結果連絡書(兼 処方箋内容不一致連絡書)は再審査にかかる帳票で、当該連絡書が届いた時点での金額調整はされておりません。カッコ書きで(兼 処方箋内容不一致連絡書)とある場合は、処方箋発行医療機関は「増減点内容」欄の内容と交付した処方箋の内容の相違をご確認ください。相違がある場合は、該当箇所を○で囲み当該連絡書の届いた月の18日(必着)までに支払基金へご郵送ください。

その後、支払基金において薬局より処方箋の写しを取り寄せ、医療機関等または薬局のいずれから調整するかを決定します。(兼 処方箋内容不一致連絡書)が届いた翌月に同じ増減点内容で調整額通知書が届きます。表の欄外左上部に医療機関、調剤薬局のいずれから金額調整を行ったかをご連絡いたしますのでご確認ください。

(様式第120号の5)

医療機関コード: 12-34567		突合点検調整額通知書 (医療機関)		ページ 1		
医療機関名: 支払基金病院		御中		社会保険診療報酬支払基金〇〇〇支取		
点検表: 1 診療科: 〇〇〇						
下記の突合点検等に係る減点内容について、処方箋(写)を確認した結果、令和〇〇年〇〇月診療分において、減点に係る費用を貴医療機関から調整しましたので通知いたします。						
診療年月 区分	保険者番号 (継承前) 受給番号 五保険者	患者氏名 生年月日 整理番号	調整金額 日額 総額 一部負担金	調整支給額 日額 基準額 標準負担額	増減点 (番号)、項目、事由	備考
				増減点内容		

また、その他の帳票についても見方が掲載されておりますので参照願います。

関連ページ

診療報酬の請求支払 各種帳票・通知書の見方 増減点連絡書・各種通知書 - 医療機関・薬局 -

https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/mikata/seikyushiharai_04.html

[目次に戻る](#)